

新元気ひたち 障害者プラン

第5次 日立市障害者計画
第6期 日立市障害福祉計画
第2期 日立市障害児福祉計画

ダイジェスト版

～共に生きる社会の実現～



エコ平板を活用したモザイク壁画 【鳩が丘さくら福祉センター】

令和3年3月

日立市

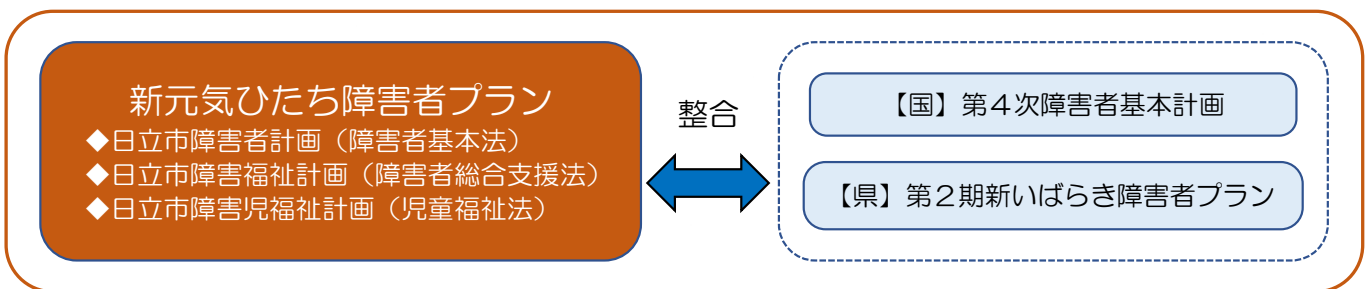
1 計画策定の趣旨

(1) 目的

- ア 市の障害者施策の基本的方向性や重点施策を定め、障害のある方、関係機関、地域コミュニティ、行政等が一体となって、障害者福祉の向上を目指す。
- イ 障害福祉サービスの見込量とその提供に必要な体制の確保策を明らかにする。

(2) 計画の性格・位置付け

- ア 3つの個別計画を一体化し、総合的な計画として新元気ひたち障害者プランを策定する。
- イ 国の「第4次障害者基本計画」、茨城県の「第2期新しいばらき障害者プラン」と整合を図る。



(3) 計画の期間

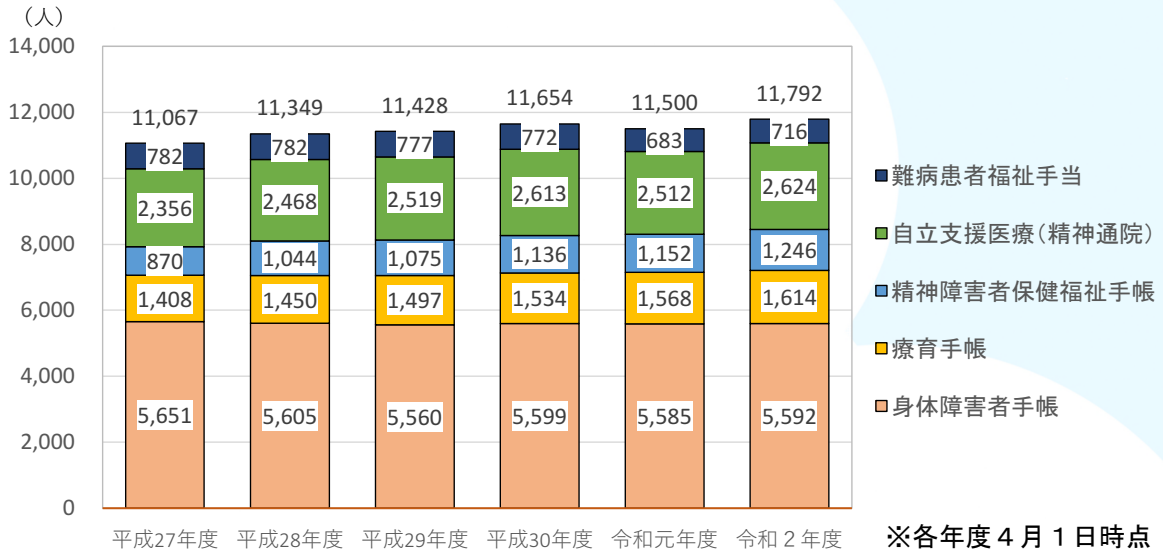
令和3年度から令和8年度まで（6年間）

計画	年度	新元気ひたち障害者プラン									
		平成29 2017	30 2018	令和元 2019	2 2020	3 2021	4 2022	5 2023	6 2024	7 2025	8 2026
日立市障害者計画		第4次【平成26年度～】				第5次(中間年に見直し)					
日立市障害福祉計画	第4期 【平成 27年度～】		第5期			第6期			第7期		
日立市障害児福祉計画	—		第1期			第2期			第3期		

2 障害者の現状と課題

(1) 現状 【統計データから】

障害者手帳所持者等の合計数は微増傾向にあります。



ア 身体障害者手帳（令和2年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者のうち、1級・2級の重度が全体の半数を占めています。

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	133	113	17	23	29	19	334
聴覚障害・平衡感覚障害	5	129	52	69	1	161	417
音声・言語障害・そしゃく機能障害	2	8	36	17			63
肢体不自由	617	588	436	708	234	99	2,682
内部障害	1,334	16	235	511			2,096
計	2,091	854	776	1,328	264	279	5,592

イ 療育手帳（令和2年4月1日現在）

知的障害児は全体的には軽度の判定が多いですが、年齢を重ねると重度の判定が増加する傾向があります。

	(A)	A	B	C	計
18歳未満	31	50	75	151	307
18歳以上	303	333	364	307	1,307
計	334	383	439	458	1,614

ウ 精神障害者保健福祉手帳（令和2年4月1日現在）

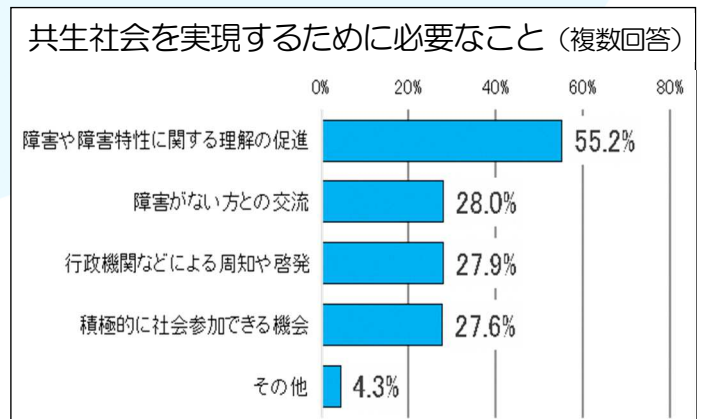
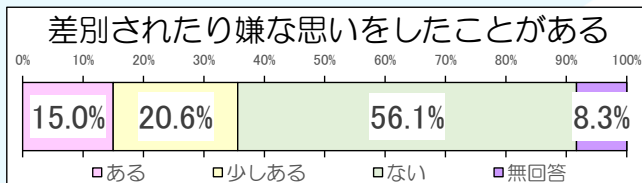
2級・3級の方が9割を占めています。

	1級	2級	3級	計
精神障害者保健福祉手帳所持者	128	601	517	1,246

(2) 現状 【アンケート調査から】

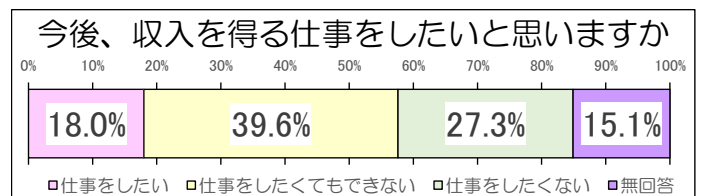
ア 障害者に対する理解が求められています。

アンケート調査では、35.6%が「差別や嫌な思いの経験がある・少しある」、また、55.2%が「障害や障害特性に関する理解の促進が必要」と回答しています。



イ 就労支援体制の充実が求められています。

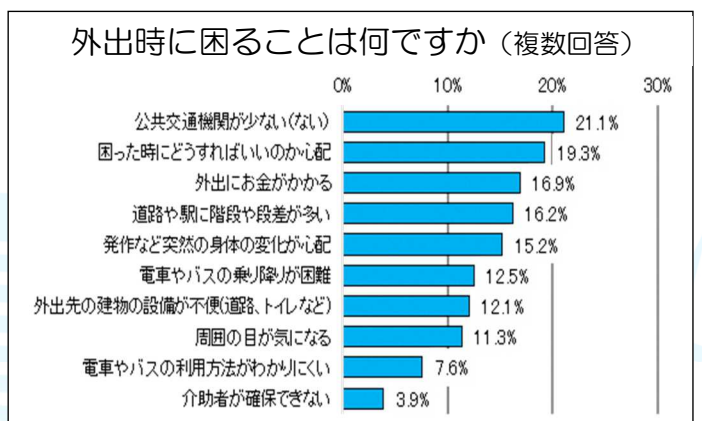
民間による事業所の整備は図られてきていますが、アンケート調査では、57.6%が「収入を得る仕事をしたい・したくてもできない」と回答しています。



ウ 障害者が外出する際の支援が求められています。

アンケート調査では、外出する時に困ることについて、21.1%が「公共交通機関が少ない(ない)」、19.3%が「困ったときにどうすればよいのか心配」、16.9%が「外出時にお金がかかる」と回答しています。

外出の目的は、73.5%が「買い物に行く」、64.6%が「医療機関の受診」、18.4%が「趣味やスポーツ」と回答しています。



エ 市内に不足する障害福祉サービス事業所の整備が求められています。

障害福祉サービス事業者に対するアンケート調査では、新規の利用者の受入れが難しい事業として、「生活介護」や「計画相談支援」が挙げられています。

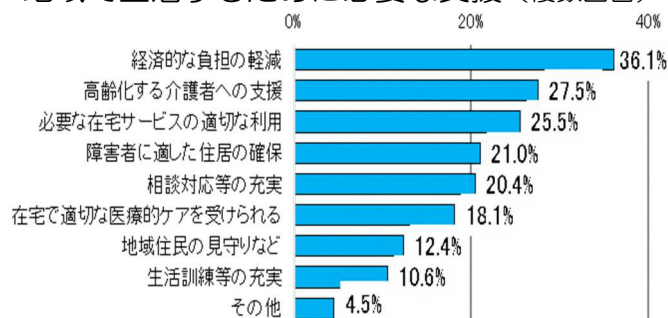
障害者福祉団体からは、短期入所やグループホームの充実を望む声が多く寄せられています。

オ 障害者の経済的な負担の軽減が求められています。

アンケート調査では、地域で生活するために最も必要な支援として、36.1%が「経済的な負担の軽減」と回答しています。

(知的障害者 44.2%、精神障害者 44.5%)。

地域で生活するために必要な支援（複数回答）

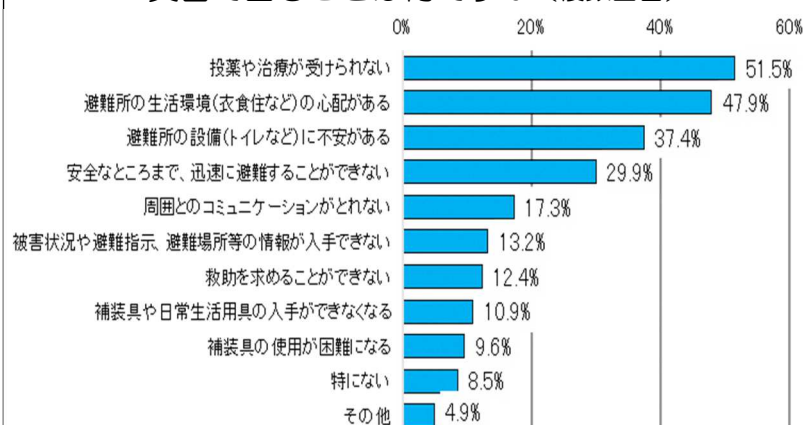


カ 災害時の避難への支援が求められています。

台風や地震などの災害時において、自力での避難が困難な方がいます。

避難所において、「投薬や治療が受けられない」、「周囲とのコミュニケーション等に不安」を感じている方がいます。

災害で困ることは何ですか（複数回答）



(3) 課題

【課題 1】 障害者理解の啓発

- 障害に関する正しい理解の啓発

【課題 2】 就労支援体制の充実

- 障害者にとって、より働きやすい就労環境を提供できる取組

【課題 3】 社会参加の促進

- 自由に余暇活動を行える場所や機会が増える取組

【課題 4】 障害福祉サービスの充実

- 各種障害福祉サービスの充実
- 障害福祉サービスの適切な提供体制の確保

【課題 5】 地域生活支援の充実

- 一人一人に合ったきめ細やかなサービスの提供

【課題 6】 災害時の避難の支援、感染症への対策

- 障害者の状況に応じた避難行動の充実
- 避難所などでの支援体制の充実
- 不測の事態に備えた体制の検討

3 計画の基本理念・基本方針

(1) 基本理念

共に生きる社会の実現

（ 共生社会の実現を基本的な考え方とし、更なる
障害者福祉の充実と取組の推進を目指す ）

(2) 基本方針

基本方針 1 心のバリアフリー化の推進

障害に対する市民の理解を促進し、障害のある方もない方も、お互いに人格と個性を尊重し、共に支え合い住み慣れた地域で暮らせる社会を目指します。

また、障害者差別解消法の更なる周知を図るとともに、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を推進します。

基本方針 2 保健・医療の充実

障害のある方が住み慣れた地域において、日々安心して健康的で自立した生活が送れるよう、障害の早期発見・早期治療、さらには障害の重度化の抑制等を図るため、関係機関と連携し、保健・医療サービス等の提供体制の充実を図ります。

基本方針 3 教育・療育の充実

子どもの成長に応じた適切な時期における健診等の実施により、障害の早期発見に努めるとともに、関係機関と連携し、一人一人の状態や能力等に応じた療育・教育及び支援へとつなげます。

また、障害のある方の自立と社会参加の促進を図るため、障害の特性に応じた学習の場や機会の提供に努めます。

基本方針 4 就労・社会参加の支援

障害のある方が地域で自立した生活を送るためには、生きがいを持って働き、社会的、経済的自立を図る必要があることから、障害のある方の雇用を促進するとともに、福祉的就労の場で働く障害のある方の工賃向上に向けた取組を推進します。

また、障害のある方の日常生活を豊かなものにするため、スポーツや芸術文化活動等に触れる社会参加の場の確保、さらには社会参加をするために必要な移動の支援や情報提供等の充実に努めます。

基本方針 5 福祉サービスの充実

障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、個々の状況に応じた日常生活や社会生活を営むための支援が重要となることから、障害のある方のニーズを踏まえて、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の一層の充実を図ります。

基本方針 6 生活環境の整備

障害のある方が地域で安全かつ快適に暮らすため、建築物や公共交通機関、道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入等を推進します。

また、災害時の避難行動要支援者の把握を進め、必要な方が適切な支援を受けられるよう、日頃から地域の見守りや防災等の対策を推進します。

4 施策の体系

基本理念

基本方針

基本施策

共に生きる社会の実現

1 心のバリアフリー化の推進

1 障害者理解の啓発 ★重点

2 権利擁護の取組の推進

3 地域力の推進

2 保健・医療の充実

1 保健サービスの充実

2 早期発見・早期療育の充実

3 ひきこもり者への支援・自殺対策

4 医療体制の充実

3 教育・療育の充実

1 就学前の教育・療育の充実

2 学校教育の充実

3 生涯学習の推進

4 就労・社会参加の支援

1 就労支援体制の充実 ★重点

2 社会参加の促進 ★重点

5 福祉サービスの充実

1 障害福祉サービスの充実 ★重点

2 地域生活支援の充実 ★重点

6 生活環境の整備

1 バリアフリーの推進

2 防災・防犯対策の推進

5 主な取組

基本方針1 心のバリアフリー化の推進

基本施策	主な取組
基本施策1 障害者理解の啓発【重点】 (1) 障害者理解の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ●(新)障害者当事者との交流機会の創出 ●障害者週間における啓発・広報活動 ●スポーツ・レクリエーションふれあい教室
基本施策2 権利擁護の取組の推進 (1) 権利の擁護 (2) 権利の禁止 (3) 虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者権利擁護・虐待防止研修会 ●(新)成年後見サポートセンター ●障害者虐待防止センター
基本施策3 地域力の推進 (1) 地域福祉の推進 (2) ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●あんしん・安全ネットワーク事業 ●ひたちボランティアプラザ

基本方針2 保健・医療の充実

基本施策	主な取組
基本施策1 保健サービスの充実 (1) 母子保健の充実 (2) 青年期からの保健の充実 (3) 精神保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て世代包括支援センター「すこやかひたち」 ●健康診査 ●(新)日立市障害者基幹相談支援センター
基本施策2 早期発見・早期療育の充実 (1) 早期発見対策の充実 (2) 早期療育の充実 (3) 精神疾患、精神障害の早期治療の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●各種メディア、健康カレンダー等を活用した啓発・広報 ●発育、発達の相談窓口 ●うつ病予防講演会
基本施策3 ひきこもり者への支援・自殺対策 (1) ひきこもり者等への支援 (2) 自殺対策	<ul style="list-style-type: none"> ●(新)自立相談サポートセンター ●(新)いのちを支える日立市自殺対策計画の推進 ●(新)ゲートキーパー養成研修会
基本施策4 医療体制の充実 (1) 医療体制の充実 (2) 歯科診療の充実 (3) 精神障害者への支援(4) 難病患者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関・歯科医療機関との連携 ●(拡)心身障害者通院通所交通費助成事業 ●日立市難病患者福祉手当

基本方針3 教育・療育の充実

基本施策	主な取組
基本施策1 就学前の教育・療育の充実 (1) 就学前の教育・療育の充実 (2) 地域における療育支援体制の整備 (3) 福祉施設における療育機能の充実 (4) 教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●(新)巡回支援専門員整備事業 ●こども発達相談センター
基本施策2 学校教育の充実 (1) 学校教育の充実 (2) 教職員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●特別支援学級と通常の学級の交流 ●特別支援教育に係る研修
基本施策3 生涯学習の推進 (1) 生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●ひたち生き生き百年塾

基本方針4 就労・社会参加の支援

基本施策	主な取組
基本施策1 就労支援体制の充実【重点】 (1) 就労の支援 (2) 福祉的就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> ●(拡) 障害者就労施設等の製品等の優先購入 ●障害者就業・生活支援センターまゆみとの連携
基本施策2 社会参加の促進【重点】 (1) 社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●(新) 鳩が丘さくら福祉センター多用途ホールの活用 ●地域活動支援センター事業 ●意思疎通支援事業

基本方針5 福祉サービスの充実

基本施策	主な取組
基本施策1 障害福祉サービスの充実【重点】 (1) 相談支援体制の充実 (2) 障害福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●(新) 日立市障害者基幹相談支援センター ●(拡) 共同生活援助(グループホーム)の整備促進
基本施策2 地域生活支援の充実【重点】 (1) 地域生活支援事業の充実 (2) 地域生活支援拠点の機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●(新) 鳩が丘さくら福祉センター (体験型グループホーム・緊急一時保護) ●(拡) 日中一時支援事業、日常生活用具給付事業、訪問入浴サービス事業

基本方針6 生活環境の整備

基本施策	主な取組
基本施策1 バリアフリーの推進 (1) 建物・公園等のバリアフリー (2) 移動手段のバリアフリー (3) 情報バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ●バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入の推進 ●手話通訳者の設置 ●(新) ビデオ通話による手話同時通訳、オンライン相談
基本施策2 防災・防犯対策の推進 (1) 防災対策の充実 (2) 防犯体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者名簿の管理と啓発 ●(拡) 福祉避難所の拡充

6 障害福祉サービス等の見込量

(1) 障害福祉サービスの見込量

サービス名/内容		単位	見込量			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
訪問系サービス	居宅介護 日常生活を送る上で、入浴や排せつなどの身体介護及び食事の準備や掃除などの家事援助を、必要とする障害者にヘルパー派遣するサービスです。	人	174	178	183	
		時間	36,413	37,400	38,415	
	重度訪問介護 重度の肢体不自由や行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする者にヘルパーを派遣し、自宅で入浴や排せつ、食事などの介護、外出時の移動支援などを総合的に行うサービスです。	人	20	21	22	
		時間	9,733	10,103	10,487	
	同行援護 視覚障害により、外出時の移動が困難な障害者にヘルパーを派遣するサービスです。	人	20	20	20	
		時間	1,656	1,656	1,656	
	行動援護 重度の知的障害や精神障害により、単独での行動が困難で、常に介護を必要とする障害者に対してホームヘルパーを派遣し、外出時の危険を回避するために必要な援助や移動支援を行うサービスです。	人	3	3	3	
		時間	684	684	684	
	重度障害者等包括支援 居宅介護や短期入所などの複数の障害福祉サービスを組み合わせて、1事業者が常に介護を必要とする重度の障害者を総合的に支援するサービスです。	人	1	2	3	
		時間	252	504	756	
	日中活動系サービス	生活介護 常に介護を必要とする障害者に、主に日中、施設において入浴や排せつ、食事の介助や創作的活動などの機会を提供するサービスです。	人	398	407	415
			日	89,664	90,221	90,782
自立訓練（機能訓練） 身体障害者に対して、身体機能や生活能力向上のために、一定期間、理学療法や作業療法（身体的リハビリテーションや歩行訓練等）、その他の必要な訓練を行うサービスです。		人	11	16	22	
		日	1,126	1,673	2,486	
自立訓練（生活訓練） 知的障害者又は精神障害者に対して、生活能力の維持・向上のために、一定期間、食事や家事などの日常生活能力を向上するための訓練を行うサービスです。		人	19	20	22	
		日	3,767	4,120	4,506	
就労移行支援 一般企業等での就労を希望する障害者に、就労支援施設において、就労に必要な知識の習得や能力向上のための訓練を一定期間（標準利用期間2年間）行うサービスです。		人	28	24	21	
		日	6,437	5,653	4,965	
就労継続支援（A型） 一般企業等での就労が困難な65歳未満の方に、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識の習得及び能力の向上のために必要な訓練を行います。		人	224	284	359	
		日	50,940	63,470	79,083	
就労継続支援（B型） 一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、福祉的な作業を通じて、必要な知識の習得及び能力の向上のための訓練を行います。		人	440	476	514	
		日	95,856	104,094	113,040	
就労定着支援 一般就労している障害者が、就労に伴う環境変化により、生活面の課題が生じた場合に対応するため、就労定着に向けて事業所・家族との連携調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となるサービスです。		人	3	4	6	

サービス名/内容		単位	見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中活動系サービス	療養介護 医療機関において、医療と常時介護を必要とする障害者に、主として昼間において機能訓練や療養上の管理、看護、介護や日常生活上の支援をするサービスです。	人	19	19	19
		日	7,172	7,246	7,320
	短期入所（ショートステイ）福祉型 障害支援区分が区分1以上である障害者の家族等が、仕事や病気などの理由で介護できない場合に、短期間、障害者を施設において、24時間体制で介護するサービスです。	人	41	46	51
		日	4,200	4,716	5,232
	短期入所（ショートステイ）医療型 療養介護者及び重症心身障害者等の家族等が、仕事や病気などの理由で介護できない場合に、短期間、障害者を施設において、24時間体制で介護するサービスです。	人	5	6	8
		日	956	1,202	1,511
居住系サービス	自立生活援助 施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）を利用した後、一人暮らしを希望する障害者に対し、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた円滑な相談・援助等を行うサービスです。	人	1	2	3
	共同生活援助（グループホーム） 自宅に代わる住居として、主に夜間において、家事等の日常生活上の援助などを行うことにより、障害者が地域で共同生活を営むことを支援するサービスです。	人	264	286	308
	施設入所支援 家族の事情により、自宅での介護等が困難な障害者を、入所施設において日中の生活介護のほか、主に夜間の入浴や排せつ、食事の介助等をするサービスです。	人	219	225	228
相談支援	計画相談支援 障害福祉サービスを利用する障害者に対し、サービス等利用計画を作成、サービス等の利用状況を検証（モニタリング）を行う、事業者等との連絡調整などを行うサービスです。	人	1,308	1,447	1,601
	地域移行支援 障害者支援施設や精神科病院等を退所・退院する障害者に対し、住居の確保その他、地域生活に移行するために必要な相談や関係機関との調整などを行うサービスです。	人	5	5	5
	地域定着支援 施設・病院からの退所・退院し、地域における生活の不安を解消し、円滑な日常生活が継続して送れるよう、居宅において単身で生活している障害者等に対し、常時連絡体制を確保し、緊急事態等の相談・訪問等を行うサービスです。	人	2	3	4
障害児通所支援	児童発達支援 発達に遅れのある未就学児に対して、通所により、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。	人	113	117	122
		日	8,563	9,282	10,062
	医療型児童発達支援 医療を必要とする未就学児に対して、通所により、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。	人	1	2	3
		日	96	192	288
	放課後等デイサービス 就学児に対して、放課後や長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を行うとともに、放課後等の居場所づくりとして行うサービスです。	人	235	256	280
		日	38,258	47,165	58,144

サービス名/内容		単位	見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児通所支援及び障害児相談支援	保育所等訪問支援 保育園、幼稚園、小学校等に在籍している障害のある児童が集団生活に適應することができるよう、訪問支援員が保育所等を訪問し、児童や担当保育士等に対して、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じた適切かつ効果的な支援を行うサービスです。	人	1	2	3
		日	24	48	72
	居宅訪問型児童発達支援 重度の障害により、児童発達支援等の通所支援を受けることができない障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスです。	人	1	2	3
		日	96	192	288
	短期入所（ショートステイ）福祉型 障害児に必要なとされる支援の度合いに応じて、厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児の家族等が、仕事や病気などの理由で介護できない場合に、短期間、障害児を施設において、24時間体制で介護するサービスです。	人	7	7	7
		日	65	65	65
	短期入所（ショートステイ）医療型 療養介護を要する障害児及び重症心身障害児の家族等が、仕事や病気などの理由で介護できない場合に、短期間、障害児を施設において、24時間体制で介護するサービスです。	人	1	1	1
		日	23	23	23
	障害児相談支援 障害福祉サービスを利用する全ての児童に対し、サービス等利用計画の作成及び見直し、モニタリングなど事業者等との連絡調整を行う事業です。	人	474	532	597

(2) 地域生活支援事業の見込量

サービス名/内容	
理解促進研修・啓発事業 有識者による講演会やふれあい運動会など、多くの市民が障害者と触れ合い、気軽に参加できる機会を設け、障害者に対する理解を深めるよう取り組みます。 また、行政機関として「社会的障壁」を除去するため、「必要かつ合理的な配慮」を推進するとともに、共生社会の実現に向け、「障害者週間」等における街頭活動、さらに、市報やホームページへの掲載及び分かりやすく親しみやすいパンフレット等を作成し、積極的に理解・啓発に向けた広報活動を実施します。	
相談支援事業 ○障害者相談支援 障害者やその家族等の総合的な相談窓口として必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整などを行い、自立した社会生活や日常生活が営めるよう支援します。希望により自宅を訪問しての相談にも対応します。 ○基幹相談支援センター等機能強化事業 地域の相談支援の中核の役割を担う「日立市障害者基幹相談支援センター」において、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談機関との連携強化などの取組を行ってまいります。	

サービス名/内容		単位	見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業 知的又は精神障害者で、身寄りがいないなど成年後見制度の申立てが困難な場合、市長が申立てることができます。また、申立て費用、報酬等の費用を助成する事業です。	市長申立て	件	2	2	2
	報酬等の助成	件	2	3	4
成年後見制度法人後見支援事業 成年後見業務を適正に行うことができる法人を確保するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障害者の権利擁護を図ることを目的とする事業です。		人	1	2	3
意思疎通支援事業 手話通訳者及び要約筆記者の派遣や市役所（障害福祉課）窓口到手話通訳者を設置し、聴覚障害者の意思疎通の円滑化を図る事業です。		人	233	238	243

サービス名/内容		単位	見込量			
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	
日常生活用具給付事業 障害者が、安全かつ容易に使用でき、実用性のある福祉用具を給付することで、障害者の日常生活の便宜を図ることを目的とした事業です。	介護・訓練支援用具	件	12	15	18	
	自立生活支援用具	件	22	25	28	
	在宅医療等支援用具	件	23	28	33	
	情報・意思疎通支援用具	件	47	50	53	
	排泄管理支援用具	件	5,617	5,815	6,020	
	居宅生活動作補助用具	件	11	12	13	
	日常生活用具 計	件	5,732	5,945	6,165	
手話奉仕員養成研修事業 聴覚障害者のコミュニケーションを支援し、地域での円滑な交流が図れるよう、初心者向けの手話技術の習得を目的とした手話奉仕員養成研修事業です。		人	27	27	27	
移動支援事業 心身の状況により屋外での移動が困難な障害者が、社会生活上不可欠な外出や社会参加等をする際に、移動支援員を派遣するサービスです。		人	54	54	54	
地域活動支援センター事業 障害者に対し、創作活動や生産活動の場を提供したり、地域との交流活動を行うことを目的とした事業です。 機能訓練及び社会適応訓練等の日中活動や、障害者への情報提供や助言などを行うなど相談支援も行います。		日中活動利用者数	人	2,434	2,387	2,340
		相談支援利用者数	人	4,875	5,353	5,878
日中一時支援事業 障害者の日中活動などの居場所を確保することにより、一時的に介護者の就労支援や介護負担の軽減を図ることを目的とした事業です。		日	20,220	20,826	21,450	
訪問入浴サービス事業 身体障害や難病等により、本人及び家族支援等による入浴が困難な障害者等の自宅に入浴車で訪問し、入浴サービスを提供する事業です。		人	21	21	21	
巡回支援専門員整備事業 発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育園等の子どもやその親が集まる施設への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害児等の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言、その他必要な支援を行います。		訪問回数	45	45	45	
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 障害者の健康維持、交流拡大、余暇活動の充実等を図る目的で実施します。あわせて、障害者への理解のため、障害のある人とない人が一緒に楽しむことができるユニバーサルスポーツの普及啓発を推進します。		回	1	1	1	
		人	66	68	70	
障害者運転免許取得費助成事業 障害者に自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、障害者の就労等社会活動への参加を促進する事業です。		人	5	5	5	
身体障害者用自動車改造費助成事業 自ら自動車を運転する身体障害者が、就労等社会活動への参加を目的に、ハンドル、ブレーキ、アクセル等を改造する費用の一部を助成する事業です。		人	5	5	5	
点字・声の市報発行事業 視覚での情報入手が困難な障害者に対して、市報に掲載された生活情報や障害福祉情報などを点訳、音訳等のわかりやすい方法により、定期的に提供する事業です。		点字市報	人	12	13	14
		声の市報	人	23	24	25
障害児児童クラブ運営事業 日立特別支援学校等に就学している障害児の放課後や長期休業中の活動の場を確保するとともに、保護者の就労などにかかる負担の軽減を図る事業です。		人	19	19	19	

7 本市が運営する施設の今後の在り方

本市が運営する施設（指定障害福祉サービス事業所）は、令和2年度現在13か所あり、内訳としては、市の直営施設1か所、指定管理施設11か所、業務委託施設1か所です。

前計画期間中の平成31年4月に「ひまわり学園」、「しいの木学園」、「母子療育ホーム」、「太陽の家」が、複合施設として建設した「鳩が丘さくら福祉センター」に移転し、同時に「母子療育ホーム」を指定管理者による運営へと移行しました。また、令和2年4月には「日立市障害者共同生活援助施設」（グループホーム）を開設しました。

今後は、障害者のニーズに合わせた適正なサービスの提供や地域の障害者に関する相談支援、施設入所者の地域移行への支援、地域との交流の機会の確保など、施設の特性を活かしていけるよう機能の強化を図ります。

市内で唯一の障害者支援施設である「大みかけやき荘」については、昭和57年の開設後、38年が経過し、建物の経年劣化が進行していることに加え、入所者の高齢化や障害の重度化の進行も重なり、適切なサービスの提供や利用者の多様なニーズに応えることが困難な状況になることが想定されるため、令和10年度頃の供用開始を目途に、再整備について検討します。

「桐木田・大みか・滑川・十王」の各福祉作業所については、近年、施設の定員に対する利用者の利用率が50%に満たない作業所もあるため、指定管理者が有するノウハウの活用を図りながら利用促進を図るとともに、民間施設の動向や利用者ニーズを踏まえ、送迎サービスの実施や適正な定員数の見直し等について協議、検討を進めます。

本市が運営する障害者施設

令和2年4月1日現在

No.	施設名	提供サービス等	運営方法	定員(人)	利用者数(人)	
1	大みかけやき荘	施設入所支援 生活介護	指定管理	50	47	
		短期入所(併設型)		3	15	
2	ひまわり学園	鳩が丘さくら 福祉センター		生活介護	30	29
3	しいの木学園			就労継続支援B型	30	19
4	母子療育ホーム			児童発達支援 放課後等デイサービス	40	24
5	太陽の家			生活介護	20	20
6	日立市障害者共同生活援助施設			共同生活援助 短期入所(空床型)	10	※令和 2年度 開設
7	桐木田福祉作業所	就労移行支援		6	0	
		就労継続支援B型		30	14	
8	大みか福祉作業所	就労継続支援B型		25	16	
9	滑川福祉作業所	就労継続支援B型		30	14	
10	十王福祉作業所	就労継続支援B型		20	7	
11	けやきホーム	共同生活援助		業務委託	4	4
12	子どもセンターさくらんぼ	児童発達支援	市直営	76	36	
13	かねはた短期入所施設	短期入所(空床型)	指定管理	20	1	

※ 短期入所は令和元年度平均利用者数



【表紙の壁画】

「エコ平板」とは、建設現場などから廃材として出る石やレンガ、瓦などを細かく砕いてコンクリート平板に貼ったモザイク平板です。

鳩が丘さくら福祉センター(助川町)の壁画の材料の一部は、就労継続支援B型事業所「一想園」(田尻町)で製作されたものです。

新元気ひたち障害者プラン

令和3年3月

ダイジェスト版

発行 日立市
編集 日立市 保健福祉部 障害福祉課
〒317-8601
日立市助川町 1-1-1
TEL 0294-22-3111
IP 電話 050-5528-5074
FAX 0294-22-3011
Mail shogai@city.hitachi.lg.jp

